

# 健康保険任意継続 被扶養者(異動)届 減

常務理事	事務局長	部長	課長	係長	扱者

年 月 日提出

記号 9900

任意継続

受付印

被保険者	番号	(フリガナ)	(名)	生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	性別	男・女
		(氏)	(名)	資格取得 年月日	令和	年	月	日		
住民票住所 〒										

被扶養者	氏名	(フリガナ)	(名)	生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	性別	男・女		
		(氏)	(名)	続柄	職業	備考						
1	扶養しなくなった日	令和	年	月	日	理由	就職・結婚・離婚・雇用保険受給開始 収入オーバー・死亡( 年 月 日 ) 別居・その他( )	※ 削除 年月日	令和	年	月	日

被扶養者	氏名	(フリガナ)	(名)	生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	性別	男・女		
		(氏)	(名)	続柄	職業	備考						
2	扶養しなくなった日	令和	年	月	日	理由	就職・結婚・離婚・雇用保険受給開始 収入オーバー・死亡( 年 月 日 ) 別居・その他( )	※ 削除 年月日	令和	年	月	日

被扶養者	氏名	(フリガナ)	(名)	生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	性別	男・女		
		(氏)	(名)	続柄	職業	備考						
3	扶養しなくなった日	令和	年	月	日	理由	就職・結婚・離婚・雇用保険受給開始 収入オーバー・死亡( 年 月 日 ) 別居・その他( )	※ 削除 年月日	令和	年	月	日

被扶養者	氏名	(フリガナ)	(名)	生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	性別	男・女		
		(氏)	(名)	続柄	職業	備考						
4	扶養しなくなった日	令和	年	月	日	理由	就職・結婚・離婚・雇用保険受給開始 収入オーバー・死亡( 年 月 日 ) 別居・その他( )	※ 削除 年月日	令和	年	月	日

## [注意事項]

◎添付する証明書については裏面をよくお読みください。

## [共通事項]

◎「※」印欄は記入しないでください。

◎この届出は、異動が生じた日から、5日以内に健保組合へ提出してください。

この届書は、「被扶養者でなくなった場合」に事実発生日から5日以内に提出していただくものです。

## 1. 扶養しなくなった日・提出書類について

事実発生の内容	扶養しなくなった日	提出書類
就職先で健康保険に加入した場合	就職先での資格取得日	事実発生日から60日以上経過した申請の場合は、就職先で新しく交付された資格情報のお知らせ
他の方の扶養となった場合	扶養認定日	事実発生日から60日以上経過した申請の場合は、扶養加入先で交付された資格情報のお知らせ
収入が超えて <u>認定基準額</u> （※1）を超えた場合	基準を超えた日	—
雇用保険失業給付の日額が3,612円、4,167円（19歳以上23歳未満）、60歳以上5,000円を超える受給が始まった場合	失業給付受給開始日	雇用保険受給資格者証の両面のコピー
結婚・離婚により生計維持関係がなくなった場合	結婚・離婚をした日	事実発生日から60日以上経過した申請の場合は、戸籍謄本または婚姻受理証明書・離婚受理証明書
収入が被保険者の収入の2分の1を超えた場合	収入が被保険者の収入の2分の1を超えた日	—
主として生計を維持されなくなった（基準を満たさなくなった）場合	生計維持関係がなくなった（基準を満たさなくなった）日	—
同一世帯が必須条件の被保険者と別居した場合	別居した日	—
被扶養者が死亡した場合	死亡した日の翌日	—

※1 以下の基準を参考にしてください。

認定対象者	年間収入	(平均)月額収入
その年の1月2日から翌年の1月1日までに19歳から22歳の誕生日を迎える方	150万円未満 ※この場合のみ、年間収入はその年の1月1日から12月31日までとします。	125,000円未満
60歳以上または障害年金の受給要件に該当する程度の障害者	180万円未満	150,000円未満
それ以外の方	130万円未満	108,334円未満

## 2. その他

- ・ 交付されている方は、資格確認書・高齢受給者証を添付ください。  
紛失された場合には、各種「滅失届」を添付してください。
- ・ 届出理由により削除日及び、添付書類が変わる場合があります。
- ・ 削除日以降、当組合の資格を使用して医療機関等を受診することはできません。  
切り替え手続き中は医療機関等の窓口にて、切り替え中と申し出をお願いいたします。  
※受診された場合は、その間の医療費・給付金を全額返還していただくことになります。